

現代企業の支配構造

— 株式会社制度の崩壊 —

西山忠範 著

有斐閣

著 者 紹 介

にし やま ただ のり
西 山 忠 範

1932 年 東京に生れる

1956 年 東京大学経済学部卒業
東京大学大学院社会科学研究科に進学，
株式会社法専攻

1961 年 法学博士となる

1962 年 武蔵大学講師となり，助教授を経て

1968 年 武蔵大学教授（現職）

著 書 「株式会社における資本と利益」（1961 年勁草
書房）

現代企業の支配構造—株式会社制度の崩壊—

昭和 50 年 4 月 10 日 初版第 1 刷発行 ¥ 3,600.
昭和 51 年 8 月 30 日 初版第 2 刷発行

著 作 者 にし やま ただ のり
西 山 忠 範

発 行 者 え ぐさ ただ あつ
江 草 忠 允

発 行 所 東京都千代田区神田神保町 2～17
株 式 有 限 公 司
会 社

電 話 東京 (264) 1311 (大代表)
郵便番号 [101] 振替口座東京 6-370 番
本郷支店 [113] 文京区東京大学正門前
京都支店 [606] 左京区田中門前町 44

印刷・明石印刷 製本・株式会社 高陽堂
© 1975, 西山忠範. Printed in Japan
落丁・乱丁本はお取替えいたします。

3033-063220-8611

は し が き

本書は、「株式会社における資本と利益」(1961年勁草書房刊)につぐ、わたくしの第2の著書であり、1960年代の後半から手がけてきた分析をまとめたものである。社会科学を学ぶ者としてのわたくしの最も大きな疑問は、現代日本の社会に大きな影響力をもち、それを事実上動かしている大企業は誰のものか、それを支配しているのは誰かという問題であった。この問題については、すでにいくつかのすぐれた研究があるにはあったが、それらは、いずれも、わたくしにとって十分に満足すべきものではなかった。そこで、わたくしは、これまで問題の提起をするとともに、微力なりに、問題追求の努力をしてきたし、また、ささやかながらその成果を発表してきた。「現代企業の支配構造にかんする仮説」(武蔵大学論集16巻、近藤康男教授古稀記念号所載、1969年)、「現代企業の支配構造分析——対象と方法」(武蔵大学論集19巻、鈴木武雄教授古稀記念号所載、1971年)、「企業支配構造の分析——中間報告」(ジュリスト491号所載、1971年)、「支配構造の変容」(野口・荒川・片山編「現代日本の株式会社」所載、1973年南雲堂刊)、「企業構造の変容と資本と利益」(企業会計25巻7号、1973年)「企業の合併と支配構造」(武蔵大学論集21巻6号所載、1974年)、「取締役会と支配構造」(石井照久先生追悼論文集「商事法の諸問題」所載、1974年有斐閣刊)、「株式の所有構造と企業の支配構造」(ジュリスト578号所載、1975年)「監査役構成の分析」(鈴木竹雄先生古稀記念論文集「現代商法学の課題(中)」所載、1975年有斐閣刊)などがそれである。本書は、以上のような一連の研究を基礎としつつ、1970年を基準時とする有価証券報告書から得た企業資料を分析したものであり、とくに本書の第1章、第2章および第5章は以上のうち武蔵大学論集所載の論文を一部修正したものである。わたくしの努力と能力が問題の困難さに及ばないために、本書は満足すべき成果とは言えないかもしれない。しかし、それにしても、問題の重要さのゆえに、本書がたとえ捨石のようなものであるにしても、何らかの意義を持ちうるであろうことは疑いたくない。

おわりに、これまで多くのご教示をいただいた方々、出版助成を与えられた武蔵大学、ならびに、同大学でわたしが仕事をするにあたってひとかたならぬご配慮をいただいた正田建次郎学長、鈴木武雄先生、近藤康男先生、また浅羽二郎教授をはじめとする同僚諸賢のご指導とご厚情に感謝したい。なお本書の出版にあたって手厚いご配慮をいただいた方々、とくに、有斐閣の大橋祥次郎、高橋道子の両氏に対して心からお礼を申し上げる。

1975年2月18日

西 山 忠 範

目 次

序 説——分析の意義	1
------------	---

第1章 仮説の提示	3
-----------	---

- I 本書の課題 3
- II 取締役会制度と会計監査制度 4
- III 所有と経営の関係と支配構造 8
- IV 株式会社の社団性 10
- V 現代日本資本主義と経営者支配 12

第2章 支配構造分析の対象と方法	15
------------------	----

- I 分析の対象 15
- II 利害関係の構造 20
- III 「勢力」の概念と総合勢力指標の導入——いくつかの仮定 25
- IV 支配構造の類型化 29
 - 1 類型の分析 29
 - 2 類型分類の基準としての総合勢力指標 34
 - (1) 一般的な基準 34
 - (2) 支配集中度——勢力指標 (T) による基準 34
 - (3) 勢力格差 (t_0) による基準 36
 - 3 各類型の特色 36
 - (1) 株式集中度 (A) および貸付集中度 (B) 36
 - (2) 役員構成 37
 - (3) 役員持株率 (a_0) 38
 - (4) 借入金・自己資本構成比 38
 - 4 各類型間の関係 38

第3章 各会社の分析	42
------------	----

- I 経営者支配の構造分析 42

1 独立型同族支配 (F A)	180	
(1) 社長が支配同族出身である会社 (f)	180	(2) その他の会社 (w, g) 184
2 合同型同族支配 (F J)	185	
(1) 社長が支配同族出身である会社 (f)	185	(2) 社長が従業員出身である会社 (w) 195
(3) その他の会社 (e)	197	
 第4章 支配構造分析の集成	 199	
I 経営者支配の優越	199	
II 経営者支配への収斂	202	
1 類型による安定性と独立性の差異	202	
2 均衡型の収斂	204	
3 合同型の収斂	206	
4 従属型の収斂	207	
5 収斂の結果	208	
III 窮極の支配構造	209	
IV 支配と経営の分離	211	
1 所有と支配をめぐる問題	211	
2 系列支配における分離	215	
3 債権者支配における分離	216	
4 同族支配における分離	217	
5 分離についてのまとめ	218	
 第5章 企業の合併と支配構造	 219	
I 大戦後の主要な合併	219	
II 合併の諸類型とその分析	225	
1 経営者支配の会社間の合併	225	
(1) 独立型間の合併	226	(2) 独立型と系列型の合併 228
(3) 系列型間の合併	228	
2 経営者支配の会社と系列支配の会社の合併	230	
(1) 独立型と均衡型の合併	231	(2) 独立型と従属型の合併 232
(3) 系列		

6 目 次

型と従属型の合併 233

3 経営者支配の会社と同族支配の会社の合併 233

(1) 独立型間の合併 233 (2) 独立型と合同型の合併 234

4 系列支配の会社間の合併 235

(1) 均衡型間の合併 235 (2) 均衡型と従属型の合併 235 (3) 従属型間の合併 236 (4) 合同型間の合併 237 (5) 合同型と従属型の合併 238

5 系列支配の会社と債権者支配の会社の合併 239

6 系列支配の会社と同族支配の会社の合併 239

7 同族支配の会社間の合併 240

8 その他のケース 240

III 分析結果の集成 241

第6章 経営者支配の確立と今後の問題 243

I 現代日本企業における経営者支配の構造的特質 243

II 経営者支配の社会経済的影響 245

1 株式会社制度の崩壊 246

(1) 株式制度 246 (2) 資本制度 247 (3) 株主総会制度 247 (4) 取締役会制度 248 (5) 企業会計制度 248

2 社会経済的な影響 249

(1) オーバー・ボローイングの一般化 249 (2) インフレーションの恒常化 250
(3) 公害の急速な進行 251 (4) 経営者による会社の私物化 251 (5) 企業の倒産による社会的混乱 254

III 今後の問題 255

1 今後に期待すべき研究 255

2 新しい会社制度の構想 256

附表一勢力分布表 260

会社名索引 279

序説——分析の意義

以下に提出する仮説（本書第1章）によれば、現代日本の企業は、ほとんど株式会社の形をとっているけれども、その出資者＝株主による共同事業としての「社団」という実質を有せず、おおむね出資者から独立した経営者が支配力を有して実質上資本家としての作用をはたしているということであり、したがって、それは株主を中心として構成されている株式会社制度の崩壊を意味するということである。株式会社制度は商法上の制度であるから、このことは直接に商法学の問題であるけれども、株式会社が現代資本主義社会のもとにおいて最も普及している企業の形態であり、現代日本資本主義の構造そのものにかかわる問題であることを考えれば、経済学、経営学その他の社会科学全般に及ぶ極めて重要な問題であるといわなければならない。ことは重大である。もし、この仮説が立証されるならば、日本の社会科学は、その各分野にわたって、修正を迫られることになる。いまや、日本資本主義も一つの転換期に来ている。わたくしの意図は、企業支配構造の分析を通じ、それを手がかりとして現代日本資本主義の構造を解明することにほかならぬ。従来、アメリカにおいては、パーリ・ミーンズその他の研究者による支配構造の分析が行なわれてきたが、それは、あくまで過去のアメリカについてのものであって、現代の日本についてのものではない。また、過去のアメリカにおいて適当であった分析の方法がそのまま現代日本企業の分析に役立つかどうか疑問である。一方、現代日本企業についての分析はあまり行なわれていない。これでは、日本の社会科学は誤った事実認識の上に立つ危険がある。日本の社会科学が独創的なものとして発達しない理由の一つがここにある。明治初年に欧米の学問が入ってきて以来、すでに1世紀の年月を経つつあるというのに、日本の社会科学は、いぜんとして、欧米のそれに依存しており、最も進んでいる場合でも、欧米のそのの敷衍または批判という以

上にでていない。わたくし自身がこれまでにしてきたことも、まったく同じであった。これは、社会科学者の一人として悲しいことである。外国人の書いた本であろうと日本人の書いた本であろうと、ただ書物を読んでそれを批判するだけでは社会科学とはいえない。社会は生き物であり、社会科学は経験科学である。なによりもまず、「事実」を認識しなければならない。わたくしが、これから、現代企業の支配構造を分析しようとするのは、わたくし自身の以上のような反省をその動機とするものである。アメリカの企業、ヨーロッパの企業、その他の国の企業の分析もそれぞれ重要である。しかし、わたくしは日本に生まれ日本に住んでいる研究者であるから、まず、はじめに日本の現代企業の分析を行なうのが自然である。もとより、将来は、外国企業の分析も行ないたいと思っており、とくに日本の企業支配構造と外国のそれとの比較は重要な意味をもつものであるが、以上の趣旨からここでは、日本の企業の分析を行ないたいと思う。また日本の企業についても、現在だけでなく過去の企業の分析が必要であり、それはとくに現代企業との比較において重要な意味をもつものであるが、現在のわたくしにはそのための余力がないのでこれも将来の課題として残しておくことにして、ここでは、現代企業を対象とすることにしたい。そして、そのような分析を行なった後にその成果を基礎として、別稿でこれまでの日本の社会科学者の見解を批判したいと考えている。

第1章 仮説の提示

I 本書の課題

現代日本資本主義のもとにおいて、いかにして株式会社制度は崩壊したか。これを究明することは資本主義の構造そのものにかかわる問題であるだけに、必ずしも容易ではない。したがって、早急にこの問題に対する完全な解答を与えることは困難であると思われるけれども、現代日本資本主義の中核を構成する企業の支配構造を認識することによって、この問題の一つの側面には触れることができると考える。

現代日本における企業形態として株式会社は一般的である。極端に零細なものを除いては、企業規模の大小を問わず株式会社の形態をとっている。しかし、そのうち中小企業の多くにあっては、その実質は個人企業または人的共同企業であり、合名会社、合資会社または有限会社の形態をとる必要および適格をもつとしても、株式会社の形態をとる必要性および適格性をもたないものであり、中小企業における株式会社制度の無機能化がそのような実態を反映するものであるにすぎないことは、すでに指摘したところである（西山「株式会社判例分析(1)～(6)」武蔵大学論集13巻1・2合併号～15巻5号）。もとより、株式会社機構そのものは企業規模の大小と必然的なかわりをもつものではない。中小企業であっても公開性のあるものは株式会社機構に適するし、大企業でも公開性のないものはそれに適しないからである。しかし、現代日本の中小企業のほとんどが閉鎖的な実態を有するものであることからみて、中小企業一般についての以上のような把握には無理がないと思われる。

これにたいして、大企業とくにその株式が第1部市場に上場されているような企業は、名実ともに公開性を有するのが普通で、ほんらい株式会社機構に適するものであり、また、株式会社制度はもともとそのような企業を対象

として設けられたものである。それでは、このような株式会社機構に適するはずの大企業において、なにゆえに株式会社制度が崩壊しなければならなかったのであろうか。これを一つの問題として提起するのが本書の課題である。そして、そのための手がかりとして、取締役会および会計監査制度の構造と実態、いわゆる所有と経営の分離と経営者支配との関係、株式会社の社団性の変容などの視点から私見を仮説として展開していくことにする。

II 取締役会制度と会計監査制度

現代日本の大企業において、取締役会の制度はなにゆえに無機能化したか。ふつうにいわれているように、それはいわゆる社外重役の弱体化と会社従業員が取締役を兼ねる傾向が一般化していることに基づくものである。日本企業において社外重役はますます減少し、残存している場合も飾り物にすぎなくなりつつあり（名目化、装飾化）、これに経営者を監督する機能を期待することには無理がある。一方、社内重役については取締役営業部長、取締役〇〇工場長、取締役〇〇支店長という奇異な名称が奇異に見えなくなるほどに従業員との兼務が一般化しており（従属化、従業員化）、やはり、これらに経営者を監督することを期待することには無理があるといわなければならない。営業部長、工場長、支店長など業務執行権を有する経営者の指揮下にある従業員に経営者を監督することを要求するのは矛盾である。

しかし、このような実態を指摘するだけでは問題の解明として十分とはいえない。さらに掘り下げて、なにゆえにこのような社外重役の弱体化と従業員の取締役兼任が一般化したかという要因を究明しなければならない。それは企業の支配構造そのものの中にひそむ問題である。

取締役会制度は、昭和 25 年の商法改正にあたって、アメリカ法から導入されたものであり、それ以前には存在しなかった。それ以前には、取締役はすべて業務執行権と会社代表権をもっていたのであり（現在でも有限会社の取締役は業務執行権と会社代表権をもっていることに注意されたい）、いわば取締役は制度上はすべて経営者であった。ところが、改正以後の現行法上

は、代表取締役だけに業務執行権および会社代表権が与えられたので、制度上、代表取締役だけが経営者¹⁾となり、他の取締役は経営者を選任監督する地位に止まることになったのである²⁾。

それでは、なにゆえに、このような改正が行なわれたのであろうか。わたくしはそれをいわゆる企業の「所有（支配）と経営の分離」という社会経済的現象を反映するものであったと考える。企業の所有者である株主が同時に経営者である場合には、取締役会という制度—経営者を監督する機構は必要はないはずである。ところが、所有者である株主がみずから経営にあたらず、株主でない経営専門家に経営をゆだねる場合には、それを監督する機構が必要となる。取締役会の制度はこのような要請に応ずるものであって、所有者である株主は、みずから取締役となるかまたはその身代りを取締役とし、あるいは何人かの株主が連合してその代表者を取締役に送り込むことによって、経営者である代表取締役を監督し、企業への自己の投下資本の安全を確保するとともに、企業の経営を他に委譲しつつ、その支配をみずからの手に留保したのである。いわば、取締役会の制度は企業の所有（支配）と経営の分離という資本主義経済の展開過程において、企業の所有者が企業の経営を他に委ねつつ支配をその手中に確保するための手段であるということができよう。

しかし、問題は以上のような企業の所有（支配）と経営の分離がアメリカにおける現象であって、日本の現象ではないということにある。太平洋戦争前において、三井財閥などで、この現象がみられたが、それはけっして一般的な現象ではなかったし、また、三井などの場合においても、その所有（支配）と経営の分離は、株式の分散を前提とするのではなくかつ投資市場としての証券市場の欠落という実態を考えればアメリカのそれとは構造的にへだたりがあるといわなければならない。戦前においては、株主すなわち経営者という所有（支配）と経営が一致した構造が一般であった。一方、戦後においては、財閥が解体され株主支配が崩壊して株式の分散、経営者支配が生じたけれども投資市場としての証券市場はいぜんとして欠落の状態にあり、そのまま現在に至っている。ここでは、そのような投資市場を通じて、資本家が株主として復活する余地がないままに主として金融機関からの借入金による企業規模の拡大が行なわれ、退潮した株主と、未だ支配権をもちえない

会社債権者との間に、「支配の空白」状態が生じ、その均衡の上に、財閥解体を契機とする経営者支配が成立した。したがって、日本の経営者支配の構造は、アメリカのそれのように、企業規模の拡大にともなう株式の分散と資本の蓄積、その結果生ずる所有（支配）と経営の分離というプロセスを踏むものではないという事実をまず認識しなければならない。アメリカにおける経営者支配は、すでにバーリ・ミーンズなどが予見したところであり、現在そのような状態が存在することを否定することはできないけれども、けっして一般的な現象であるということはできないであろう。アメリカの企業がしだいに経営者支配の状態に移りゆく過渡期にあるということはいえるかもしれないが、現在はやはり所有（支配）と経営の分離の状態が一般的であり、資本家としての大株主に支配が確保されているとみる方が妥当であろう。

これに対して、日本においては、経営者支配こそ一般的現象である。経営者支配のもとにおいては、株主は企業所有権を失い、それは実質上経営者に帰属する。経営者が企業の実質的所有者であると考えなければ、経営者支配の本質を正確に把握することはできない。じゅうらいの経営者支配論にはこのような把握が欠けていたために、事実認識の誤りにおちいっているものが多い。経営者が所有者であるとすれば、所有（支配）と経営は一致する。これは、所有（支配）と経営の分離以前の一致と結果は同じであるが、方向は逆である。分離前の一致（第1期一致）においては、所有者→経営者という図式が成立するが、分離後の一致（第2期一致）においては、逆に経営者→所有者という図式が成立する。そして、アメリカにおいて、第1期一致→分離→第2期一致というプロセスをたどりつつあるのにたいし、日本においては、さきにみたように、「分離」の段階がほとんどあらわれず、投資市場の欠落という社会経済的背景のもとに、財閥解体という社会経済的現象を契機として、第1期一致から急激に第2期一致に移行したところに企業構造変動の特色を認めることができる。したがって、いかに上部構造をアメリカのそれに合わせて取締役会制度を導入しても、すでにそれが機能する基盤はなかったものといわなければならない。取締役会制度は、さきに述べたように、所有（支配）と経営の分離を前提としてはじめて意義をもちうるからである。

この関係は、会計監査制度についてもまったく同じである。株式会社の株

主としての資本家自身が会社の経営を行なう場合には、会計監査制度はそれほど重要性をもたない。出資者が同時に経営者であるかまたは少なくとも間接に経営に参加する企業形態である合名会社、合資会社および有限会社において、必要的監査機関が存在しないことはこれを反映するものである(これらの企業形態については、公認会計士による強制監査は適用されず、有限会社の監査役は任意機関である。ただ、合資会社の有限責任社員は経営に参加しないので一定の監査権を与えられている)。資本家にとって、そのようなことは必要でないからである。ところが、所有(支配)と経営が分離して、資本家自身が経営を行なわず、これを経営者に委ねている場合には、資本家は経営者の作成する報告書によってその投下資本の活動状況を知ることができるだけである。したがって、資本家が、自分とは異なる立場に位置しており場合により利害相反する経営者を、全面的に信頼できないのは当然であり、別に信頼できる第三者とりわけ会計監査の専門家による監査の必要が生ずることになる。また、経営者の側からみても、その誠実性を客観的に資本家に信じてもらうためには、一般に公正であると認められている会計監査の専門家である第三者にその報告書の監査をさせる以外に方法がない。したがって、第三者による強制監査制度は、まさに、このような所有(支配)と経営の分離という株式会社の支配構造の変容を基盤として成立するものであり、アメリカにおける公認会計士制度の発達はこのような事情を反映するものであった。それは所有(支配)と経営の分離の状態のもとで、企業所有者である資本家が経営者の有能性および信頼性を判定するための手段にほかならず、慣習として行なわれた「生きた法」であった。ところが、日本においては、公認会計士制度を導入してからすでに久しいにもかかわらず、いっこうに制度の実効があがっていない。それはなぜか。明白なことである。この制度が立脚する以上のような社会経済的基盤を欠いているためである。所有(支配)と経営の分離が存在せず、企業支配権が株主ではなく経営者にある場合には、公認会計士は経営者に従属するものとなり、現行の商法および証券取引法が意図しているような公正な監査人としての公認会計士による監査制度は成立しない。

- 1) 経営者の意義については問題があるが、本書では業務執行権および会社代表権をその概念

の中核としてとらえている。ただ、その場合にも、実質的な執行権、代表権の主体と制度上のそれとが一致しないことはありうる。

- 2) これは株主総会および監査役の権限縮小にともなって、それぞれの権限の一部を吸収したものと考えられる。すなわち、経営者の選任権は株主総会、監督権は監査役に属するものであった。

III 所有と経営の関係と支配構造

本書は所有と経営の概念を探究することを目的とするものではない。しかし、じゅうらいからこれらの用語の意義は必ずしも一定して使用されているわけではないので、前提として、本書でのこれらの用語の意味をあきらかにしておきたい。

所有とは、ほんらい一定の物に対して、それを使用、収益、処分することを含むいっさいの支配を意味し、ことに対象に対する「支配」を行なうことにその本質がある。所有の対象は、ほんらいは「物」であったが、工業所有権としての特許権、実用新案権のような権利、会社に対する持分、さらに実質的支配を問題とすれば会社に対する支配をも含むものとして考えることができる。そしてそのいずれの場合にも、その本質は、排他的独占的な「支配」を内容とするものであることに注目すべきである。一方、経営についても、種々の考え方があるけれども、本書ではそれを企業の運営すなわち具体的には企業の代表および業務執行をあわせたものとして把握し、このような経営を担当する者を経営者としてとらえることにする。それでは支配とは何か。支配は、このような経営の基本方針を決定する力であるが、その中核は経営者を実質的に任免することのできる権限であると考えたい。

そこで、本論に入る。株式会社は、もともと、(第1の段階においては)複数の資本家による共同企業形態であり、それらの資本家が、株式会社という社団の構成員すなわち社員となって、それぞれ資本をこれに投下し、共同してその経営にあたるということを内容とする制度であった。この段階においては、会社が法人格を有する場合には³⁾、法人というものの性質上(実在説によればもとより、擬制説によっても)会社自身が権利義務の主体である

から、形式的所有一所有権にかんするかぎり会社はその客体となることはありえない。しかし、実質的所有を問題とすれば、会社所有者というものを考えることができ、その場合の会社所有者は、資本家としての株主であるとみるべきである。株式会社は制度上株主の支配に属するからである。

次に、所有（支配）と経営の分離の段階（第2の段階）においては、もはや、資本家としての株主は経営を行なわなければならないけれども、その所有（支配）はいぜんとして資本家としての株主にあると考えられる。すなわち、所有（支配）と経営が分離しているということは、所有者がもはや経営者ではないということの意味するわけであるが、これを裏からいえば、企業の実質的所有すなわち支配は資本家としての株主の手に属していることを意味するものである。資本家はみづから経営にあたることはないが、経営者の任免権はけっして手放してはいないとみなければならない。株主が経営者の任免権すなわち企業支配権を失ってしまえばそのような株主はもはや「所有者」とはいえず、したがって、所有（支配）と経営の分離という構造は成立しない。もっとも、ここでいう「資本家としての株主」とは、機能資本家としての支配株主であることはいうまでもない。株主であっても支配株主でなければ以上のような意味における企業所有者ではないし、資本家として機能しない無機能資本家を「資本家」とみるべきではないからである。それらは、たんに支配力のない会社債権者であるにすぎない。

ところが、いわゆる経営者支配の段階（第3の段階）においては、以上の関係は維持されない。経営者支配のもとにおいては、株主は支配力をもたないのであるから、もはや所有者であるとはいえない。株主はすべて債権者化し、資本家としての株主は存在しない。経営者の任免権は経営者自身の手に帰するわけである。したがって、この段階においては、企業所有者は経営者であり、経営者こそ資本家であるといわなければならない。この段階においては、もはや、支配株主と一般株主との区別はなく、また、株主の中に機能資本家は存在しない。株主はすべて無機能資本家であり資本家たるに値しない。経営者こそ機能資本家であるといわなければならないのである。

したがって、この第3の段階においては、第2の段階のような所有（支配）と経営の分離がみられず、所有（支配）と経営は一致する。その点で、第1